

平成 24 年第 4 回定例会

山県市総務産業建設委員会

提 出 議 案

平成 24 年 12 月 14 日

発議第8号

敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について

敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書を、別紙のとおり発案する。

平成24年12月14日提出

提出者 総務産業建設委員会

委員長 杉山正樹

山県市議会議長 藤根圓六様

敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書

平成24年9月に岐阜県原子力防災室が公開した「放射性物質拡散シミュレーション結果について」(11月に追補版)では、岐阜県に最も近い敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、典型的な冬・春の気象条件の際に山県市でも避難勧告地域と同等となる外部被爆量20mSv/年を越える地域が生じることが明らかにされた。

さらに、10mSv/年を超える地域として、山県市役所を含む市南部・西部を中心に、市域の半分以上が汚染される可能性があることもあわせて示された。

敦賀発電所とほぼ同じ位置には美浜発電所があり、山県市役所からは直線距離でそれぞれ74kmと77kmであり、いずれの発電所で原子力災害が起きても被害想定は変わらないものと考えられる。

しかも、今般、敦賀発電所2号機の直下に活断層がある可能性が高いことが明らかになった。

一方、平成24年6月に原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)が制定され、公布された。同法により、原子力規制委員会が環境省の外局として設置され、原子力規制庁が事務局とされた。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)は昨年3月11日に起きた福島第一原子力発電所の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して平成24年6月に改正され、公布された。同法では、発電用原子炉の運転可能期間を原則として40年と定めている。

現在、国内で40年を経過している発電用原子炉は敦賀発電所1号機・美浜発電所1号機(建設から42年)、美浜発電所2号機(建設から40年)の3基である。

よって、国におかれては、これら法の基本精神に則り、建設から40年を経過した敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機を廃炉とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月 日

岐 阜 県 山 県 市 議 会

提出先

参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 経済産業大臣 文部科学大臣
環境大臣 内閣府特命担当大臣(原子力行政) 内閣官房長官